

平成 30 年 3 月 8 日

国際学生宿舎入居者 各位

一橋大学学生支援課

2 年目以降の火災保険の取り扱いについて

国際学生宿舎の入居にあたっては、火災保険の加入が義務づけられています。

新年度も国際学生宿舎に入居する上で火災保険の加入は必須の条件ですので、4 月以降も継続して国際学生宿舎に入居する方は、以下を参考に火災保険の加入・更新手続きを必ず行ってください。火災保険の加入・更新が確認できない場合は入居許可を取り消しますのでご注意ください。

○ 生協の火災共済に引き続き加入する場合

生協の火災共済については、通常は自動更新となっており、指定口座から保険料が自動で引き落としとなります。口座からの引き落としを指定せずに加入した方は改めて生協にて手続きが必要となりますので、生協にて手続きを行ってください。

なお、生協の火災共済を更新した方は、「火災共済更新申告書（自動更新の場合）」又は「加入確認書の写し（再度手続きをした場合）」を国際課に【4 月 16 日（月）】までに提出してください。虚偽の申告があった場合、入居許可を取り消す場合があります。

○ 個人（学生）賠償責任保険の加入について

平成 30 年度から新たに国際学生宿舎に入居する方については、個人（学生）賠償責任保険の加入が義務づけられました。

継続して入居する方は個人賠償責任保険の加入は義務ではありませんが、学生宿舎内の事故だけでなく、自転車事故や日常生活のトラブル時に補償される場合があります。万が一の際の備えとして、なるべく加入していただきますようお願いします。

■ 本件問い合わせ先

一橋大学国際課留学生宿舎担当

TEL : 042-580-8164

EMAIL : int-dorm1284@dm.hit-u.ac.jp